



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 教育委員会規則

- \*13 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1
- \*14 産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則 ..... 2
- \*15 定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則 ..... 3
- \*16 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ..... 3

### ○ 公安委員会規則

- \*5 和歌山県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則 ..... 4

### ○ 告示

- \*298 平成26年和歌山県告示第300号 (和歌山県立こころの医療センターの医療費の算定方法等) の一部改正 (医務課) ..... 16

### ○ 訓令

- \*10 旅券事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令 (行政改革課) ..... 16

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第13号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則 (昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(管理職手当) 第8条 略 2 管理職手当の支給される職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合 (条例第23条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。)) 第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病 (外国機関等派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員 (以下「外国派遣職員」という。)) の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。) 又は公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員 (以下「公益的法人等派遣職員」という。)) 及び公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者 (以下「退職派遣者」という。)) 若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成11年法律第117号) 第79条第1項に規定する地方派遣職員の派	(管理職手当) 第8条 略 2 管理職手当の支給される職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合 (条例第23条第1項の場合並びに公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。)) 第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病 (外国機関等派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員 (以下「外国派遣職員」という。)) の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。) 又は公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員 (以下「公益的法人等派遣職員」という。)) 若しくは公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者 (以下「退職派遣者」という。)) の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号) 第7条第2項に規定する通勤 (派遣先の

遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、当該職員に管理職手当を支給することができない。

3 略

業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、当該職員に管理職手当を支給することができない。

3 略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第14号

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当支給に関する規則（昭和32年和歌山県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正 後	改正 前
<p>第5条 産業教育手当は、月の1日から末日までの間において、引き続き16日以上次の各号の1に該当する場合には、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 勤務しなかった場合（条例第22条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。）第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員、公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第79条第1項に規定する地方派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病により、条例第5条第3号の規定に基づいて、給与の額から控除しないことについて特に承認のあった場合を除く。）</p>	<p>第5条 産業教育手当は、月の1日から末日までの間において、引き続き16日以上次の各号の1に該当する場合には、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 勤務しなかった場合（条例第22条第1項の場合並びに公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。）第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員若しくは公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病により、条例第5条第3号の規定に基づいて、給与の額から控除しないことについて特に承認のあった場合を除く。）</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第15号

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当支給に関する規則（昭和35年和歌山県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条 定時制通信教育手当は、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号の一に該当する場合には、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 勤務しなかった場合（教育職員給与条例第22条第1項又は市町村立学校職員給与条例第23条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。）第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員、公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第79条第1項に規定する地方派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病により、教育職員給与条例第5条第3号又は市町村立学校職員給与条例第7条第3号の規定に基づいて、給与の額から控除しないことについて特に承認のあった場合を除く。）</p>	<p>第5条 定時制通信教育手当は、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号の一に該当する場合には、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 勤務しなかった場合（教育職員給与条例第22条第1項又は市町村立学校職員給与条例第23条第1項の場合並びに公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。）第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員若しくは公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病により、教育職員給与条例第5条第3号又は市町村立学校職員給与条例第7条第3号の規定に基づいて、給与の額から控除しないことについて特に承認のあった場合を除く。）</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第16号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3

号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第 9 休職期間等換算表 (第39条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考 外国派遣職員、公益的法人等派遣職員、<u>公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。)</u>第79条第1項に規定する地方派遣職員に関するこの表の適用については、派遣先の業務、公益的法人等派遣条例第2条第3項に規定する派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「保険法」という。)第7条第2項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。以下同じ。)を含む。)、公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人において就いていた業務(保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。)<u>及び民間資金法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者の職員として就いていた業務(保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。)</u>を公務とみなす。</p>	<p>別表第 9 休職期間等換算表 (第39条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考 外国派遣職員、公益的法人等派遣職員及び公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者に関するこの表の適用については、派遣先の業務、公益的法人等派遣条例第2条第3項に規定する派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「保険法」という。)第7条第2項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。以下同じ。)を含む。)<u>及び公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人において就いていた業務(保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。)</u>を公務とみなす。</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、「限る」を「限る。以下同じ」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第5号

和歌山県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

和歌山県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

和歌山県警察国有物品管理規則(昭和39年和歌山県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令(昭和39年総理府令第14号。以下「府令」という。)の規定により、和歌山県警察が無償使用する国有の物品(以下「物品」という。)の適正かつ効率的な管理を図るため必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 略</p> <p>(物品出納員及び物品出納員代理)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令(昭和39年総理府令第14号。以下「府令」という。)の規定により、和歌山県警察が無償使用する国有の物品(以下「物品」という。)の適正、かつ、効率的な管理を図るため必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 略</p> <p>(物品出納員)</p>

- 第 4 条 和歌山県警察本部 (以下「本部」という。)に、物品出納員を置く。
- 物品出納員は、警務部会計課長の職にある者をもって充てる。
  - 物品出納員は、本部長の管理する物品の出納、保管及び現況に関する事務 (出納命令に係る事務を除く。第 6 項において「物品出納事務」という。)を行うものとする。
  - 本部に、物品出納員代理を置く。
  - 物品出納員代理は、警務部会計課次席の職にある者をもって充てる。
  - 物品出納員代理は、物品出納員が欠けたとき、又はやむを得ない理由により物品出納事務を行うことができないときは、その職務を代理する。

(物品供用員及び物品供用員代理)

- 第 5 条 本部の課、科学捜査研究所、機動捜査隊、機動隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察学校及び警察署 (以下「各所属」という。)に、物品供用員を置く。
- 物品供用員は、各所属の長の職にある者をもって充てる。
  - 物品供用員は、その所属における物品の供用に関する事務 (第 6 項において「物品供用事務」という。)を行うものとする。
  - 各所属に、物品供用員代理を置く。
  - 物品供用員代理は、次の各号に掲げる各所属の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職にある者をもって充てる。
    - 本部の課 次席
    - 刑事部科学捜査研究所 副所長
    - 刑事部機動捜査隊、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊及び警備部機動隊副隊長
    - 警察学校 副校長
    - 警察署 副署長又は次長
  - 物品供用員代理は、物品供用員が欠けたとき、又はやむを得ない理由により物品供用事務を行うことができないときは、その職務を代理する。

(管理の義務)

- 第 6 条 物品の管理に関する事務を行う職員は、この規則の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもってその事務を行わなければならない。
- 物品出納員又は物品供用員 (以下「物品管理職員」という。)は、それぞれその保管中又は供用中の物品について、和歌山県警察国有物品整理票 (別記様式第 1 号) により分類、番号等の標示をしなければならない。ただし、同票により難しいものについては、この限りでない。

(公用の施設以外の施設における保管)

- 第 9 条 本部長は、府令第 8 条ただし書の規定により物品を公用の施設以外の施設に保管しようとするときは、物品保管委託書 (別記様式第 2 号) をもって行うものとする。

(供用不適品の処理)

- 第 10 条 物品出納員は、その保管中の物品のうち供用することができないと認められるものがあるときは、第 14 条の物品返納書をもって本部長に報告するものとする。
- 物品管理職員は、その保管中又は供用中の物品で、修繕又は改造を要するもの (府令第 10 条第 1 項の規定による物品管理官に対する請求に係るものに限る。)があると認めるときは、物

- 第 4 条 和歌山県警察本部 (以下「本部」という。)に物品出納員を置く。
- 物品出納員は、本部会計課長の職にある者をもって充てる。
  - 物品出納員は、本部長の管理する物品の出納、保管及び現況に関する事務 (出納命令に係る事務を除く。)を行うものとする。

(物品供用員)

- 第 5 条 本部の課、科学捜査研究所、機動捜査隊、機動隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察学校及び警察署 (以下「各所属」という。)に物品供用員を置く。
- 物品供用員は、各所属の長の職にある者をもって充てる。
  - 物品供用員は、その所属における物品供用に関する事務をそれぞれ行うものとする。

(管理の義務)

- 第 6 条 物品出納員又は物品供用員 (以下「物品管理職員」という。)は、この規則の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもってその事務を行わなければならない。

(公用の施設以外の施設における保管)

- 第 9 条 本部長は、府令第 8 条ただし書の規定により物品を公用の施設以外の施設に保管しようとするときは、物品保管委託書 (別記様式第 1 号) をもって行うものとする。

(供用不適品の処理)

- 第 10 条 物品出納員は、その保管中の物品のうち供用することができないと認められるものがあるときは、物品不用決定書 (別記様式第 2 号) をもって本部長に報告するものとする。
- 物品管理職員は、その保管中又は供用中の物品で、修繕又は改造を要するものがあると認められるときは、物品修繕 (改造) 書 (別記様式第 3 号) をもって本部長に報告するものとする

品修繕 (改造) 書 (別記様式第 3 号) をもって  
本部長に報告するものとする。

3 略

(供用)

第 11 条 略

2 略

3 本部長は、前項の規定による命令をしようとするときは、第 1 項に規定する物品供用書をもって行うものとする。

(使用職員)

第 12 条 略

2 使用職員は、物品の供用を受けたときは、消耗品以外のものについては物品保管書 (別記様式第 5 号) に、消耗品については第 21 条に規定する物品供用簿にそれぞれ押印するものとする。

(返戻)

第 13 条 使用職員は、供用を受けた物品を使用する必要がなくなったときは、速やかに物品供用員に返戻しなければならない。

(供用換)

第 15 条 物品供用員は、物品の供用換をする必要があると認めるときは、物品供用換書 (別記様式第 7 号) をもって本部長に請求するものとする。

2 本部長は、物品の供用換をする必要があると認めるときは、前項の物品供用換書をもって、当該物品を供用している物品供用員に対して物品の引渡しを命じ、かつ、当該供用換を受けるべき物品供用員に対して当該物品の受領を命じなければならない。

(検査書の作成)

第 19 条 前条第 1 項に規定する検査員は、検査書 (別記様式第 9 号) 2 通を作成し、1 通をその検査を受けた物品管理職員に交付し、ほかの 1 通を本部長に提出しなければならない。

(点検)

第 20 条 物品供用員は、毎四半期 1 回及び必要があると認める場合は、供用中の物品の使用状況について点検し、その結果を国有物品点検結果報告書 (別記様式第 10 号) により本部長に報告しなければならない。

(帳簿)

第 21 条 物品管理職員は、その職務に応じて物品出納簿 (別記様式第 11 号) 及び物品供用簿 (別記様式第 12 号) を備え、その管理する物品についての異動を記載しなければならない。

2 略

(交替の場合の帳簿の引継ぎ等)

第 22 条 物品管理職員の交替があった場合においては、前任の物品管理職員は、引継書 (別記様式第 13 号) を交替の日の前日をもって作成し、これに後任の物品管理職員とともに記名し、及び押印したものを引き継ぐべき物品出納簿又は

。

3 略

(供用)

第 11 条 略

2 略

3 本部長は、前項の規定により供用のための物品の払出しを命じようとするとき及び物品供用員に対して受領を命じようとするときは、第 1 項に規定する物品供用書をもって行うものとする。

(使用職員)

第 12 条 略

2 使用職員は、物品の供用を受けたときは、備品については物品保管書 (別記様式第 5 号) に、消耗品については第 21 条に規定する物品供用簿にそれぞれ押印するものとする。

(返戻)

第 13 条 使用職員は、供用を受けた物品を使用する必要がなくなったときは、速やかに物品供用員に返戻しなければならない。

(供用換え)

第 15 条 物品供用員は、物品の供用換えをする必要があると認めるときは、物品供用換書 (別記様式第 7 号) をもって本部長に請求するものとする。

2 本部長は、必要があると認めるときは、物品供用員に対し物品の供用換えを命じなければならない。

3 本部長は、前項の規定により供用換えを命じようとするときは、第 1 項に規定する物品供用換書をもって、当該物品の供用換に係る物品供用員に対し物品の引渡し及び受領を命ずるものとする。

(検査書の作成)

第 19 条 前条第 1 項に規定する検査員は、検査書 (別記様式第 9 号) 2 通を作成し、1 通をその検査を受けた物品管理職員に交付し、他の 1 通を本部長に提出しなければならない。

(点検)

第 20 条 物品供用員は、毎四半期 1 回及び必要があると認める場合は、供用中の物品の使用状況について点検をしなければならない。

(帳簿)

第 21 条 物品管理職員は、それぞれの職務に応じて物品出納簿 (別記様式第 10 号) 及び物品供用簿 (別記様式第 11 号) を備え、その管理する物品についての異動を記載しなければならない。

2 略

(交替の場合の帳簿の引継ぎ等)

第 22 条 物品管理職員の交替があった場合においては、前任の物品管理職員は、引継書 (別記様式第 12 号) を交替の日の前日をもって作成し、後任の物品管理職員とともに記名して押印し、当該引継書を物品出納簿等に添付して、後任の

物品供用簿に添付して、これらを当該後任の物品管理職員に引き継ぐものとする。ただし、前任の物品管理職員が引継ぎの手続をすることができない事由があるときは、後任の物品管理職員が引継書を作成し、これに記名して押印するものとする。

物品管理職員に引き継ぐものとする。ただし、前任の物品管理職員が引継ぎの手続をすることができない事由があるときは、後任の物品管理職員が引継書を作成し、これに記名して押印するものとする。

別記様式第1号から別記様式第3号までを次のように改める。

別記様式第1号 (第6条関係)

和歌山県警察国有物品整理票	
分類Ⅱ	
品目	
番号	
供用場所	



別記様式第2号 (第9条関係)

第 号		保 存 期 間 5 年	
		年	月 日
本 部 長	物品出納員	係	
	物品供用員	係	所属名
<p>物 品 保 管 委 託 書</p> <p>次のとおり保管委託をしてよろしいか。</p>			
分 類 I	分 類 II	細 分 類	
警 察 庁			
品 目	規 格	数 量	備 考
保管委託先			
保管委託期間	自 年 月 日	保管委託理由	
	至 年 月 日		
保管委託条件			
物 品 出 納 簿 登 記 済		物 品 供 用 簿 登 記 済	
年 月 日	㊟	年 月 日	㊟

備考 決裁欄は、適宜記入して使用すること。

別記様式第3号 (第10条関係)

第 号		保 存 期 間 5 年	
		年	月 日
本 部 長	物品出納員	係	
	物品供用員	係	所属名
物 品 修 繕 (改 造) 書			
次のとおり修繕 (改造) の必要が認められるので報告する。			
分 類 I	分 類 II	細 分 類	
警 察 庁			
品 目	規 格	数 量	備 考
修繕 (改造) 理由		修繕 (改造) 条件	
物品管理簿登記済	物品出納簿登記済	物品供用簿登記済	
年 月 日 ㊦	年 月 日 ㊦	年 月 日 ㊦	年 月 日 ㊦

備考 決裁欄は、適宜記入して使用すること。

別記様式第4号中

「 次のとおり供用 (請求) する。 」 を

「 次のとおり供用を 請求する。 」 に  
「 次のとおり供用を 命ずる。 」

改める。

別記様式第6号中

「 次のとおり返納をさせてよろしいか。 」 を

「 次のとおり返納を してよろしいか。 」 に  
「 次のとおり返納を 命ずる。 」

改める。

別記様式第7号中

「 次のとおり供用換を (請求) する。 」 を

「 次のとおり供用換を 請求する。 」 に  
「 次のとおり供用換を 命ずる。 」

改める。

別記様式第8号中「物品供用員」を「(物品管理職員)」に改める。

別記様式第12号中「前任物品出納(供用)員」を「前任(物品管理職員)」に、「後任物品出納(供用)員」を「後任(物品管理職員)」に改め、同様式を別記様式第13号とし、別記様式第11号を別記様式第12号とし、別記様式第10号を別記様式第11号とし、別記様式第9号の次に次の1様式を加える。

別記様式第10号 (第20条関係)

保 存 期 間 5 年

年 月 日

和歌山県警察本部長 殿

物品供用員

国 有 物 品 点 検 結 果 報 告 書

和歌山県警察国有物品管理規則第20条の規定により、当所属で供用中の物品の使用状況について点検を行った結果、下記のとおりであったので報告します。

記

点 検 実 施 日	
点 検 結 果	
備 考	

別表第1及び別表第2を削り、付則の次に別表として次の2表を加える。

## 別表第1 (第3条関係)

## 代行機関の職及び事務の範囲

部局	管理機関	代行機関	事務の範囲
本部	本部長	警務部会計課長	<ol style="list-style-type: none"><li>1 物品出納員に対する物品の払出し及び物品供用員に対する物品の受領命令に関すること。</li><li>2 物品出納員に対する物品の受入れ及び物品供用員に対する物品の返納命令に関すること。</li><li>3 物品供用員に対する供用換のための物品の引渡し及び受領命令に関すること。</li><li>4 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第7号の規定に該当する契約に係る物品(重要物品(国が重要な物品として指定する物品をいう。以下同じ。))を除く。)の修繕又は改造に関すること。</li><li>5 物品管理官に対する物品(重要物品を除く。)の返還に関すること。</li><li>6 警察法(昭和29年法律第162号)第78条第1項の国有の物品(重要物品を除き、近畿管区警察局和歌山県情報通信部長が管理するものに限る。)の無償使用の申請、受領、異動及び返還の通知に関すること。</li></ol>

## 別表第2 (第21条関係)

## 1 物品出納員に係る物品整理区分表

区分	区分に該当する場合
受入れ	物品を受け入れる場合 (物品管理官から無償で借受けするため受け入れる場合)
払出し	物品を払い出す場合 (物品管理官に返還するため払い出す場合)
亡失	物品の亡失について整理する場合
供用	物品を物品供用員に供用する場合
供用換	物品の供用を他の物品供用員に移す場合
戻入	物品を物品供用員より返納させて受け入れる場合
雑件	上記の各区分に該当しない異動がある場合

## 2 物品供用員に係る物品整理区分表

区分	区分に該当する場合
受入れ	物品を物品出納員から受領する場合
払出し	物品を物品出納員に返納するため払い出す場合
亡失	物品の亡失について整理する場合
供用	物品を使用職員に供用する場合
戻入	物品を使用職員から返戻させる場合
雑件	上記の各区分に該当しない異動がある場合

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示298号

平成26年和歌山県告示第300号（和歌山県立こころの医療センターの医療費の算定方法等）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

5の項の次に次のように加える。

6 インフルエンザに係る予防接種 1件につき 3,560円（当該予防接種に係る経費の一部について、市町村の補助がある場合は、当該市町村の定める自己負担額相当額とする。）

7 その他

(1) 医療保険の保険給付に係る医師との面会 1件につき 3,240円

(2) 死亡者の医療的ケア 1件につき 6,260円

(3) データの提供（レントゲンフィルム、CT撮影等の画像） CD-R又はDVD-R 1枚につき 540円

訓 令

和歌山県訓令第10号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

旅券事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

旅券事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令

旅券事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程（平成7年和歌山県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決) 第2条 旅券事務長（和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第211条第3項に定める旅券事務長をいう。）は、別表に掲げる事項について、その所掌する事務を専決することができる。</p>	<p>(専決) 第2条 旅券事務長（和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第211条第2項に定める旅券事務長をいう。）は、別表に掲げる事項について、その所掌する事務を専決することができる。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。